

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則を次のように定める。

## 第5節 乾燥設備

### (乾燥設備の使用)

**第296条** 事業者は、乾燥設備を使用して作業を行なうときは、爆発又は火災を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 危険物乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部をそうじし、又は換気すること。
- (2) 危険物乾燥設備を使用するときは、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉じんで爆発又は火災の危険があるものを安全な場所に排出すること。
- (3) 危険物乾燥設備を使用して加熱乾燥する乾燥物は、容易に脱落しないように保持すること。
- (4) 第294条第6号の乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、燃焼室その他点火する箇所を換気した後に点火すること。
- (5) 高温で加熱乾燥した可燃性の物は、発火の危険がない温度に冷却した後に格納すること。
- (6) 乾燥設備(外面が著しく高温にならないものを除く。)に近接した箇所には、可燃性の物を置かないこと。

### (乾燥設備作業主任者の選任)

第297条 事業者は、令第6条第8号の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、乾燥設備作業主任者を選任しなければならない。

### (乾燥設備作業主任者の職務)

**第298条** 事業者は、乾燥設備作業主任者に次の事項を行なわせなければならない。

- (1) 乾燥設備をはじめて使用するとき、又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を変えたときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させ、かつ、当該作業を直接指揮すること。
- (2) 乾燥設備及びその附属設備について不備な箇所を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。

(3) 乾燥設備の内部における温度、換気の状態及び乾燥物の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。

(4) 乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、及びその場所にみだりに可燃性の物を置かないこと。

### (定期自主検査)

**第299条** 事業者は、乾燥設備及びその附属設備については、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。**ただし**、1年をこえる期間使用しない乾燥設備及びその附属設備の当該使用しない期間においては、この限りでない。

(1) 内面及び外面並びに内部のたな、わく等の損傷、変形及び腐食の有無

(2) 危険物乾燥設備にあつては、乾燥に伴つて生ずるガス、蒸気又は粉じんで爆発又は火災の危険があるものを排出するための設備の異常の有無

(3) 第294条第6号の乾燥設備にあつては、燃焼室その他点火する箇所の換気のための設備の異常の有無

(4) のぞき窓、出入口、排気孔等の開口部の異常の有無

(5) 内部の温度の測定装置及び調整装置の異常の有無

(6) 内部に設ける電気機械器具又は配線の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の乾燥設備及びその附属設備については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

3 事業者は、前2項の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(1) 検査年月日

(2) 検査方法

(3) 検査箇所

(4) 検査の結果

(5) 検査を実施した者の氏名

(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容